

(表)

**利用者負担額の算定について**

令和8年度

利用者負担額は、保護者の市民税額(※)の合計、認定区分、児童のクラス年齢、保育必要量に応じて決定します。父母が市民税非課税で、同居の祖父母等が家計の主宰者とみなされる場合は、家計の主宰者の市民税額で算定します。

利用者負担額は、児童の当該年度初日の前日時点の年齢により決定されますので、**年度の途中で誕生日を迎えても、その年度中は利用者負担額は変わりません。**

また、**年度途中で保育所の利用を開始した場合においても、当該年度初日の前日時点の年齢により決定されます。**

※利用者負担額を算定する際の市民税の所得割課税額は、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除額、寄附金税額控除における特例控除額の特例、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例を適用する前の金額となります。

**会社員などの方**

「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」にある市民税の税額控除前所得割額から調整控除額を引いた金額となります。調整控除額は「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」裏面にある計算方法をご確認ください。

**自営業などの方**

「市民税・県民税 税額決定納税通知書」にある市民税の算出所得割額計から調整控除額を引いた金額となります。

※ 4月～8月までの利用者負担額は前年度市民税額、9月～3月までの利用者負担額は現年度市民税額に基づき決定します。

**毎年9月が利用者負担額の切り替え時期となります。**

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度市民税額に基づく利用者負担額					現年度の市民税額に基づく利用者負担額						

**<多子世帯の利用者負担額軽減制度>**

- 1 C～D12階層における同一世帯に2人以上の小学校就学前支給認定子ども等が、保育所、幼稚園又は認定こども園等を利用している場合の当該小学校就学前支給認定子どもに係る利用者負担額は、当該児童のうち、年齢の高い順から2人目のときは半額とし、3人目のときは無料とする(100円未満の端数があるときは切り捨てる)。
- 2 世帯の市民税所得割課税額が57,700円未満の場合で、子どもが2人以上いる場合の利用者負担額は、当該子どものうち、年齢の高い順から2人目のときは半額とし、3人目以降のときは無料とする(100円未満の端数があるときは切り捨てる)。
- 3 世帯の市民税所得割課税額が77,101円未満の場合で、ひとり親世帯等に該当する場合の利用者負担額は、当該子どものうち、年齢の高い順から1人目のときは半額とし、2人目以降のときは無料とする(100円未満の端数があるときは切り捨てる)。ただし、3歳未満児のD4、D5階層において保育標準時間認定を受けている場合の利用者負担額は、当該子どものうち、年齢の高い順から1人目のときは、9,000円とし、2人目以降のときは無料とし、3歳未満児のD4、D5階層において保育短時間認定を受けている場合の利用者負担額は、当該子どものうち、年齢の高い順から1人目のときは、8,800円とし、2人目以降のときは無料とする。
- 4 上記1～3の軽減に該当しない場合で、3人以上の子供と生計を一にしている世帯において、当該子供のうち保育所、認定こども園又は特定地域型保育事業所を利用している児童で、第3子以降に該当するものが満3歳未満児(年度の初日の前日において満3歳に満たない児童をいう。)である場合の利用者負担額については、無料とする。(注)

(注)本事業は、埼玉県多子世帯保育料軽減事業を利用して実施しているため、県の事業縮小に伴い減額、無くなる場合があります。

令和8年度 保育認定（2号認定及び3号認定）利用者負担額表

在籍児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）				
階層区分	定義	満3歳未満保育認定子ども （3歳児未満児）		満3歳以上保育認定子ども （3歳児以上児）		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者、児童福祉法第6条の4に規定する里親又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を受給している者の世帯	0円	0円	0円	0円	
B	A階層及びD階層を除き市民税の額の区分が右の区分に該当する世帯	0円	0円	0円	0円	
C	均等割額のみ(所得割額非課税世帯)	7,800円	7,700円	0円	0円	
		3,900円	3,800円			
D1	A～C階層を除き市民税所得割の額の区分が右の区分に該当する世帯	20,000円未満	8,800円	8,700円	0円	0円
			4,400円	4,300円		
D2		20,000円以上 40,000円未満	12,000円	11,800円	0円	0円
			6,000円	5,900円		
D3		40,000円以上 48,600円未満	16,000円	15,700円	0円	0円
			8,000円	7,800円		
D4		48,600円以上 72,800円未満	20,000円	19,700円	0円	0円
			10,000円	9,800円		
D5		72,800円以上 84,900円未満	24,000円	23,600円	0円	0円
			12,000円	11,800円		
D6		84,900円以上 97,000円未満	28,000円	27,500円	0円	0円
			14,000円	13,700円		
D7	97,000円以上 115,000円未満	33,000円	32,400円	0円	0円	
		16,500円	16,200円			
D8	115,000円以上 133,000円未満	38,000円	37,400円	0円	0円	
		19,000円	18,700円			
D9	133,000円以上 169,000円未満	43,000円	42,300円	0円	0円	
		21,500円	21,100円			
D10	169,000円以上 213,000円未満	49,000円	48,200円	0円	0円	
		24,500円	24,100円			
D11	213,000円以上 301,000円未満	53,000円	52,100円	0円	0円	
		26,500円	26,000円			
D12	301,000円以上	54,500円	53,600円	0円	0円	
		27,200円	26,800円			
		上段は1人目の児童の負担額		その他、給食等に係る費用 (主食・副食費等)が必要です		
		下段は2人目の児童の負担額				

3～5歳児クラスの副食費につきましては、次のいずれかの場合免除となります。

- ①年収360万円未満相当世帯の児童
- ②小学校就学前の範囲内に同一世帯で子どもが3人以上いる場合、3人目以降の児童

## 利用者負担額（保育料）について

利用者負担額は、毎月1日現在で在籍している方にその月の分を納めていただきます。

利用辞退（退所）の手続をしないと、通所していなくても利用者負担額を納めていただくこととなりますので、ご注意ください。

### A 保育園(所)の場合

#### (1) 保育料

- ① 民間保育園、公立保育所のいずれも、利用者負担額は市に納付いただきます。
- ② 納入方法は口座振替となります。
- ③ 口座振替の依頼書は、保育課、税務課及び市内の金融機関の窓口で受け取れます。
- ④ 金融機関窓口で手続をお願いします。
- ⑤ 口座振替開始まで1か月半程度の時間を要するため、お早めに金融機関窓口での手続きをお願いします。

※利用者負担額の滞納が続いた場合、滞納処分(差押え等)を受ける場合があります。

#### 令和8年度の利用者負担額（保育料）口座振替予定日

月	口座振替日	月	口座振替日
4月	4月30日（木）	10月	11月2日（月）
5月	6月1日（月）	11月	11月30日（月）
6月	6月30日（火）	12月	1月4日（月）
7月	7月31日（金）	1月	2月1日（月）
8月	8月31日（月）	2月	3月1日（月）
9月	9月30日（水）	3月	3月31日（水）

※ 納付期限（口座振替日）は、毎月月末です。

ただし、月末が土日祝日等の場合は翌営業日となります。

#### (2) 給食費（主食費・副食費）

施設によって異なりますので、各施設にお問い合わせください。

（公立保育所については、主食費月額1,000円、副食費月額4,500円になります。）

### B認定こども園、C小規模保育事業所の場合

保育料、給食費（主食費・副食費）を合わせて、施設に直接納付いただきます。  
納付方法、期限については各施設にお問い合わせください。